



岡本眞利子
議員
(政清会)



発達障害支援法は平成16年に制定されて10年になる。

発達障がいという名称についても、多くの方が知るようになり、障がいに対する理解も広がっている。

発達障がいは、先天的なさまざまな要因や幼児期の病気や外傷などによって起こる発達遅延で、生活に支障が出るといった状態が見られ通常の育児ではうまくいかないことがある。子どもの発達は個々によって違いがある。しかし発達が遅いだけと放っておいては発達障がいに気がつかず適切なサポートが出来ない場合がある。

今後は先進的な取り組みを参考にしながら発達障がいの支援に取り組んでいく必要があると考え、以下の点について伺う。

- (1) 早期発見の取り組み。
- (2) 過去3年間における乳幼児健診の対象者数、受診率。
- (3) 保健師のスキルアップ。
- (4) ペアレント・トレーニングの実施について。

問 発達障がいへの支援について

答 研修会や講演会を継続的に開催するとともに、相談支援体制の充実に努めていく

(5) 発達障がいの就労支援。

町長 (1) 幼児に対する健康診査や保育所、幼稚園を対象とする巡回発達相談を実施しているほか、

2歳児と保護者を対象とする「すくすく相談」を開催し、子どもの育ちに関する相談に応じている。

また、3歳児健診では医師・保健師によるスクリーニングにより、気になる子どもがいた場合には、同席する発達支援センターの職員が子どもや保護者と面談し発達状況の確認を行うほか、定期的な相談や保護者からの要望があった場合には発達検査等を実施するなど、早期発見・早期療育に努めている。

(2) 右下表のとおりである。

(3) 健診に関わる職員の資質・能力の高さが重要であり、さまざまな研修機会に積極的に参加するほか、新たに採用した職員に対しては、1年目に乳児期から幼児期への定型発達に関する研修を北海道で実施し、2年目以降については、

(2) 乳幼児健診の実績

(1歳6カ月健診)

	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度
対象者数	234 人	247 人	170 人
受信者数	225 人	240 人	166 人
受診率	96.2%	97.2%	97.6%

(3歳児健診)

	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度
対象者数	223 人	233 人	232 人
受信者数	215 人	230 人	230 人
受診率	96.4%	98.7%	99.1%

発達障がいの子供に表れやすい育ちの特性や保護者の支援方法についての研修を町で実施している。

今後とも職員個々はもちろんのこと、保育士や発達支援心理士、管理栄養士など横の連携を図りながら、スキルアップに努めていく。

(4) ペアレント・トレーニングは、発達障がい児を持つ親のための子どもの育て方の実践的トレーニング方法であり、本町でも各事業の中にその理念を取り入れ取り組んできており、各種健診時の保護者への助言や、発達支援講演会を開催するなどしている。



「発達支援講演会」

保育士や発達支援心理士などの支援者向けと保護者向けにそれぞれ年に1回開催している

(5) 平成21年から「障がいの者の職場体験」事業を実施しており、昨年度まで延べ75人が役場内の各部署や協力いただいた民間企業にて就労を体験し、そのうち7人が一般就労に結びついている。

加えて昨年度からは、職場体験より長期間の就労訓練である「チャレンジ雇用事業」を実施し、1人が一般就労されている。

再質問 乳幼児健診の3歳児健診は、町で行う最後の健診になっているが、就学健診までの空白期間に5歳児健診を導入し、軽度発達障がいの早期発見に向けた取り組みをするべきである。

答 4歳、5歳でどこにも所属せず療育を受けていないという子どもたちの対応の方策について、今後検討していきたい。